

令和8年度赤磐市一般廃棄物処理基本計画改定（短期見直し）業務  
公募型プロポーザル実施説明書

1 目的

この説明書は、赤磐市（以下「本市」という。）が実施する「令和8年度赤磐市一般廃棄物処理基本計画改定（短期見直し）業務」（以下「本業務」という。）において、本業務を円滑に行うため、高い技術力と経験を有し、かつ、本市の現状を十分に理解・把握している業者（以下「受託者」という。）を適正に選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度赤磐市一般廃棄物処理基本計画改定（短期見直し）業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度赤磐市一般廃棄物処理基本計画改定（短期見直し）業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(4) 提案上限額

6, 435, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格は、上記提案上限額を超えてはならない。

3 スケジュール

項目	日程
公募開始（公告日）	令和8年5月27日（水）
質疑受付期限	令和8年6月4日（木）午後5時まで
質疑回答期限	令和8年6月5日（金）
参加申込書提出期限	令和8年6月4日（木）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和8年6月23日（火）午後5時まで
審査（プレゼンテーション）	令和8年7月2日（木）予定
選考結果通知	令和8年7月6日（月）予定

4 参加資格要件

本プロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から契約締結日までの期間に、赤磐市の指名停止等の措置を受けていない者であること。

- (3) 赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 国税及び岡山県税、赤磐市税を完納している者であること。
- (7) 岡山県内に本社、支店又は営業所等を有する者であること。
- (8) 令和7年度赤磐市入札参加資格者名簿（物品・役務関係）において、「計画策定」の業種が登載されていること。
- (9) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の一般廃棄物処理計画に関する策定又は改定業務の履行実績を有していること。
- (10) 本業務については、主任技術者及び照査技術者を配置して実施することとし、主任技術者は、以下のア、イ、ウのいずれかの資格を有する者とし、主任技術者と照査技術者を兼務することはできない。
  - ア 技術士法における技術士資格の衛生工学部門（廃棄物・資源循環、廃棄物管理）の資格を有する者
  - イ 技術士法における技術士資格の総合技術監理部門（衛生工学-廃棄物・資源循環、廃棄物管理）の資格を有する者
  - ウ R C C M（廃棄物部門）の資格を有し、登録を受けている者

## 5 参加申込手続き

- (1) 提出期間 令和8年5月27日（水）から令和8年6月4日（木）まで
- (2) 提出方法
  - 持参又は郵送すること。
  - なお、持参の場合は、市の休日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、令和8年6月4日（木）午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。
- (3) 提出場所 赤磐市市民生活部環境課
- (4) 提出書類
  - ①提案参加申込書（様式第1号）
  - ②会社の事業概要がわかる会社案内等の資料
    - 会社名、従業員数、事業内容、実施業務分野等が記載されたパンフレット等の資料で代替可
  - ③業務実績調書（様式第2号）
    - ※過去5年の一般廃棄物処理計画に関する業務の業務実績を記載すること。
  - ④配置予定技術者調書（主任技術者）（様式第3号）

⑤主任技術者が技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）等に基づく技術士資格の衛生工学部門（廃棄物・資源循環）、衛生工学部門（廃棄物管理）、総合技術監理部門（衛生工学-廃棄物・資源循環）、総合技術監理部門（衛生工学-廃棄物管理）又は R C C M（廃棄物部門）を取得していることを証する書類の写し

(5) 提出部数 各 1 部

(6) 参加資格審査結果通知

①参加資格審査結果の通知は、令和 8 年 6 月 8 日（月）までに電子メールにて通知するとともに文書にて通知する。

②参加資格を有しないことの通知を受けた者は、その通知を受けた日から 3 日（市の休日を除く。）以内に、公募型プロポーザル提案参加資格不適合理由の説明を書面により求めることができる。

③②の説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる期間の最終日（市の休日を除く。）から起算して 5 日以内（市の休日を除く。）に書面により回答するものとする。

## 6 質疑の受付及び回答

(1) 受付期間 令和 8 年 5 月 27 日（水）から令和 8 年 6 月 4 日（木）午後 5 時まで

(2) 受付方法

質問内容を質問書（様式第 4 号）に記入の上、令和 8 年 6 月 4 日（木）午後 5 時までに電子メールにて赤磐市市民生活部環境課へ提出すること。

※電子メールの件名の先頭に「プロポーザルに関する質疑」と必ず記載すること。

(3) 回答方法

公平性を保つため、令和 8 年 6 月 5 日（金）までに質問内容と回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。

(4) 提出先

赤磐市市民生活部環境課

メールアドレス：kankyo@city.akaiwa.lg.jp

## 7 企画提案書等の提出

別紙仕様書に記載した内容を踏まえた提案をすること。

(1) 提出書類

①企画提案書

A4 判の任意様式で作成し、製本して提出すること。また、評価事項ごとの説明ができるように提案することとし、業務遂行のための工程表を示すこと。

②見積書（任意様式）

見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とすること。また、費用の内訳明細も同時に作成し、添付すること。

③業務実績調書（様式第 2 号）

④業務実施体制表（様式第 5 号）

(2) 提出部数 8 部

(3) 提出期間 令和8年6月8日(月)から令和8年6月23日(火)午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、市の休日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、令和8年6月23日(火)午後5時必着とし、簡易書留等配達記録が残るものに限る。

(5) 提出先

赤磐市市民生活部環境課

(6) その他

参加申込書が提出期限までに到達しなかった者又は参加資格を有しない旨の通知を受けた者は企画提案書を提出できない。

## 8 審査方法

提案参加者から提出された企画提案書について、選定審査会において提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容、見積書等を比較・検討し、総合的に審査・採点することにより、最高点となった受託候補者1者及び次点者1者を選定する。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和8年7月2日(木)

※詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

(2) プレゼンテーションの実施場所

赤磐市役所2階第1会議室

(3) プレゼンテーション

①プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

②プレゼンテーションは、本業務に携わる責任者及び担当者を含めて3名以内で行うものとする。

③プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。なお、当日の資料追加・差替は認めない。

④プレゼンテーションは企画提案書又は企画提案書の抜粋をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。

⑤プレゼンテーションの時間は30分(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)以内とする。準備、片付けの時間は別途各5分とする。

⑥プレゼンテーションに際して、プロジェクター等資機材が必要な場合は、提案参加者で準備すること。

⑦プレゼンテーションは非公開とする。

#### (4) 評価基準

提案者から提出された提案書の評価基準は以下のとおりとする。

評価項目		評価内容	配点
企画提案の内容	業務への理解	本業務の目的や調査内容を理解しており、仕様書を踏まえた提案となっているか。	10
	現行計画の検証、改定手順	現行計画を理解し、改定にあたって各項目の整理手順など具体的な手法の提案がされているか。	20
	業務の実施方針	本市の一般廃棄物処理の現状や特性を踏まえた具体的な提案がなされているか。また、業務の工程やスケジュールは妥当か。	20
	創意工夫・自由提案	本業務の背景、課題や目的を理解し、仕様書の業務内容以外で有益な提案がされているか。	20
実施体制	実施体制	同種業務の経験がある責任者、担当者が配置されているか。 打合せや問合せに的確・迅速に対応でき、確実な業務を遂行できる体制が取られているか。	10
	業務の実績・経験	過去5年間の同種業務において十分な実績があるか。 実績に基づく知識や経験を活用した提案内容となっているか。	10
価格	見積価格の妥当性	見積価格が妥当か。	10
合計			100

#### (5) 審査結果

審査結果は、提案参加者に対し、電子メールにて通知するとともに、後日書面にて通知する。なお、個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

#### 9 参加申込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を令和8年6月23日（火）午後5時までに提出すること。なお、辞退することによって、市との契約等に不利益な扱いをするものではない。

##### (1) 提出方法

持参又は郵送すること。

持参の場合は、市の休日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、令和8年6月23日（火）午後5時必着とし、簡易書留に限る。

なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(2) 提出場所 赤磐市市民生活部環境課

#### 1 0 失格理由

提案参加者が次に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提案書類等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- (3) 見積金額が提案上限額を超えている場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 審査終了までの間に、本市の指名停止の措置を受けた場合

#### 1 1 契約等

##### (1) 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。

##### (2) 契約金額

受託候補者と示談により決定する。

##### (3) 契約保証金

納付を要する。

- (4) 本プロポーザルは、赤磐市一般廃棄物処理基本計画改定（短期見直し）委託業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整のうえ確定するものとし、企画提案書の内容を一部変更する場合がある。上記のほか、本業務に係る契約手続きは、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

#### 1 2 その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査したうえで受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (4) 提案については、1事業者につき1提案とする。
- (5) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、参加申込書または提案書を無効とする。さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- (8) 市は、提出書類を審査に必要な範囲において複製できるものとする。
- (9) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。

- (10) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (11) 応募のあった事業者名及び得点合計は、審査結果公表時に公表する。
- (12) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (13) 受託候補者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。